

救命胴衣着用義務拡大！！



命を守ります！

ライフジャケットが

2017ミス日本「海の日」三上 優 写真提供：(株)海技資格センター

平成30年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務になります！
平成30年2月1日以降、違反点数が付けられます。

国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁

ライフジャケットが命を守る

海中転落時の生存率は2倍以上です！船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう！

海中転落時の生存率
着用 生存率 2倍以上
非着用 生存率 1/2以下

船長の義務です！

平成30年2月1日から、小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務があります！着用させないと違反になります！

ライフジャケットの種類

国が安全性を確保した証である緑マークのあるライフジャケットを着用してください！軽く着けやすいものが開発されています！

適用除外等の対象例

船室内にいる方
船外で泳ごうとする方
救命胴衣を着替えている方
専用装備で海上で「泳」をする方
防波堤内の係留船上にいる方
船隻が定めた安全場所にいる方

着用する必要がありません
できるだけ着用して下さい

違反すると処分あり！

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！5点以上で免許停止の対象となります！

最大6か月の免許停止

※平成34年2月1日から違反点数の付与開始

国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁

詳しくはホームページへ

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_frg_000018.html

本年2月1日から、小型船舶※の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者に救命胴衣を着用させることが船長の義務になりました。

また、着用する救命胴衣は、国の安全基準に適合した救命胴衣を着用する必要があります。

備え付けのものではなく、個人で持ち込んだ救命胴衣を着用することが可能です。

ただし、乗船する小型船舶の用途、航行区域及び構造によって救命胴衣の要件に違いがあり、用途に合ったものを着用しなければ違反になりますので注意しましょう。

救命胴衣があなたの命を守ります！

※「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に定められた小型船舶をいう。



第二管区海上保安本部 海の安全推進室

宮城県塩釜市貞山通3-4-1
(代表) 022-363-0111
(直通) 022-365-9609

マリレよろず 検索

マリレ情報よろず屋URL>>> <http://www.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/yorozuya/index.html>

自船の安全確保3か条！

東北地方での船舶事故において、平成25年から平成29年までの過去5年間における年平均を見ると、小型船舶(漁船、プレジャーボート、遊漁船)による事故が全体の約7割を占めています。

そこで、小型船舶を操縦する方にとっては、「**自船の安全確保3か条**」として、次の3点に注意してください。

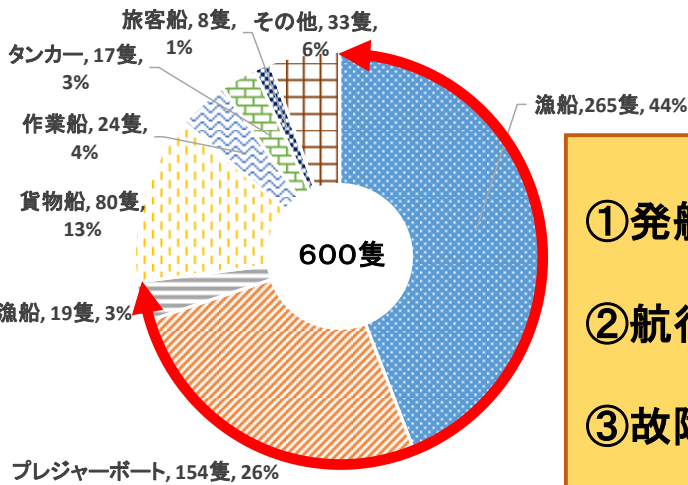
①発航前、機関や燃料等の点検の実施



②航行時、常時見張りの徹底



③故障時に備え、救助支援者の確保



★九死に一生★ 事故生存者からの体験談

■平成30年1月2日(火) 釣り中の海中転落 [釜石]

私はその日、午前7時頃から友人と2人で磯釣りをしていました。

いつもなら時間をかけて波の状況を確認して安全な場所で釣りをしますが、慣れもあったせいで、その日は波の状況の確認を怠り、午前8時10分頃、高波にさらわれ、海中転落してしまいました。

救命胴衣を着用していたおかげでなんとか浮くことができ、自力で付近の岩場に登ることができましたが、孤立してしまい、友人が118番通報してくれました。

海中転落して衣服が濡れてしまったため、岩場で救助を待っている間はずっと寒かったです。

防水タイプのスマホを持っていて、電波状態が悪く通話はできませんでしたが、メールは使えました。友人が海上保安庁による救助の動きをメールで連絡してくれたので心強かったです。

その後、午前11時6分頃、海上保安庁の航空機により吊り上げ救助してもらいました。

救命胴衣が無かったら、死んでいたかもしれません。



自分の命を守るためには、自らの心がけが重要です！ 



マリレ情報よろず屋
～バックナンバーはこちら～

海の安全情報スマホ版サイト
(沿岸域情報提供システム)

